

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

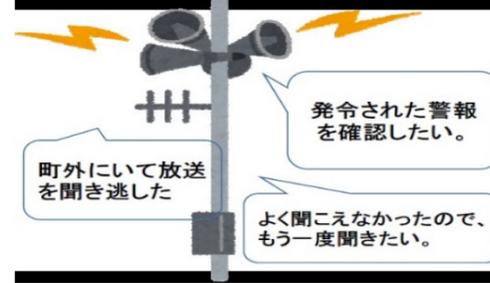
◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|--------|-------|------------------------------------|
| <募 集> | 1 | ◆三股町景観まちづくり計画の策定に、皆さまのご意見をお寄せください |
| <催 し> | 1 | ◆「令和2年 春の合同就職説明会」を開催します |
| | 2 | ◆「2020 春の就職応援フェア～みやざきで働こう！～」を開催します |
| <お知らせ> | 2 | ◆MIMATAスタンプラリーを開催します |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

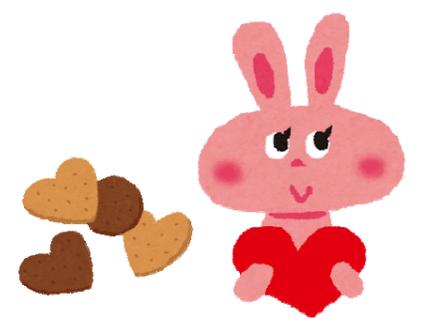
三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。



- 【利用上の注意】
- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
 - ② 放送内容を当日のみ確認できます。
 - ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------|-------|---|
| <保健と福祉> | 3 | ◆放課後児童クラブを利用するには、申請が必要です |
| (一 般) | 4 | ◆放課後児童クラブで働く人を募集します |
| <農業畜産業関連> | 5 | ◆農業者年金（積立年金）に加入しませんか？
～老後の備えは国民年金にプラス農業者年金～
◆農地の違反転用をなくしましょう！
～農地の無断転用は法律に違反します～ |
| <相 談> | 6 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します |
| | 6 | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆三股町景観まちづくり計画の策定に、皆さまのご意見をお寄せください

町では、景観法に基づき「みまたの景観」を守り・創り・育てていくために、町民・事業者・行政の景観に対する意識を高め、地域に根ざしたルールづくりや取り組みを進めていくことを目的に「三股町景観まちづくり計画」を策定します。策定にあたり、町内のモデル地域で地域資源を発掘する景観地域ワークショップを開催してきました。

このたび、素案を取りまとめましたので公表し、町民の皆さまからのご意見を募集します。

意見の募集期間	1月29日（水）～2月20日（木）
素案の公表場所	1) 都市整備課 都市計画係 ※土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時 2) 三股町立図書館 ※図書館の開館時間のおり 3) 町公式サイト（パブリックコメントページ） ※アドレス=https://www.town.mimata.lg.jp/
意見の提出書類	上に記載した公表の場所に設置してある「意見等提出書」をご利用ください。
意見の提出方法	①から④のいずれかでご提出ください。 ①書面：提出先＝都市整備課 都市計画係（2階 ③番窓口） ②郵便：送付先住所＝〒889-1995 北諸県郡三股町五本松1番地1 ③電子メール=tosise-k@town.mimata.lg.jp ④ファクス＝52-4944 ※ご意見には「住所」「氏名（団体名）」「電話番号」を明記してください。 ※宛先はいずれも「都市整備課 都市計画係 宛」です。
意見の取り扱いおよび公表	1) ご意見は、計画策定の参考にさせていただくとともに、ご意見および結果の概要を公表する予定です。（住所、氏名などの個人情報公表しません） 2) ご意見に対して個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。
意見及び結果の公表場所	1) 都市整備課 都市計画係 2) 町公式サイト（パブリックコメントページ）

※お問い合わせは、

都市整備課 都市計画係（2階 ③番窓口）

☎：52-9067（直通）にお願いします。

催 し

◆「令和2年 春の合同就職説明会」を開催します

町地域雇用創造協議会では、町および都城市の求職者と企業の出会いの場として「令和2年 春の合同就職説明会」を開催します。

今回実施する就職説明会は、一般の求職者向けだけでなく、同時にシニア層と障害者向けのブースを同時に設け、関係団体などの協力で対象事業所に広く参加を呼びかけ、シニア層や障害者の求職活動の機会を確保し、就業に繋げることを目的の一つとしています。

当日は、何社でも面談ができますので、求職中の人は選択の可能性が大きく広がります。一般の求職者をはじめ、シニア層や障害のある人もぜひ気軽にご参加ください。

- 日 時 = 2月19日（水）午後1時30分～4時
- 会 場 = ホテル中山荘2階 ダイヤモンドホール（都城市松元町3-20）
- 内 容 = 各企業ブースで個別面談・説明
 - ①新卒求人企業ブース
 - ②一般求人企業ブース
 - ③シニア層求人企業ブース
 - ④障害者求人企業ブース
 - ⑤ハローワーク相談コーナー、シニア人材バンクコーナーなどの関連コーナー
- 参加企業 = 都城公共職業安定所管内（三股町、都城市）の企業30社程度
- 対 象 者 = 都城公共職業安定所管内の企業に就職を希望する人（居住地不問）
- 参 加 費 = 無料 ※事前の申し込みは不要です。
※町の新商品試食会も同時に開催します！
- 主 催 = 町地域雇用創造協議会
- 協 賛 = 公益財団法人産業雇用安定センター宮崎事務所
- 後 援 = 都城公共職業安定所
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部
みやざきシニア活躍推進協議会

※お問い合わせは、

三股町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320 にお願いします。

お知らせ

◆「2020 春の就職応援フェア ～みやざきで働こう！～」を開催します

宮崎労働局では、「2020 春の就職応援フェア～みやざきで働こう～」を開催します。

就職応援フェアでは、県内の自治体やさまざまな業種の企業約130社が参加し、企業・自治体PRや「就活のメイクセミナー」（女性向け）、「面接時のマナー」に関するセミナーを同時開催します。

参加を希望する人は、ぜひご参加ください。

- **開催日時** = 3月19日（木）
（受付）正午～午後3時30分
（企業自治体アピールタイム）午後1時～4時
- **会場** = シーガイアコンベンションセンター4階 サミットホール
- **対象者** = ・2020年3月高等学校卒業生や大学等卒業生など
・2021年3月以降大学など卒業予定者
（大学等3年生～1年生）
・一般求職者
・保護者および学校関係者
- **参加費** = 無料
- **その他** = 履歴書不要、事前申込不要



※お問い合わせは

宮崎労働局職業安定課

☎：0985-38-8823 にお願ひします。

◆MIMATAスタンプラリーを開催します

町観光協会では、次の期間で「MIMATAスタンプラリー」を開催します。

このスタンプラリーは、対象店舗で500円以上のお買い物でスタンプ1個（1店舗につきスタンプ1個）をもらえるもので、集めたスタンプ数に応じた応募枠に申し込むことができます。景品は、次の対象店舗で使用できる商品券となっています。

この機会に、ぜひ対象店舗でのお買い物をお楽しみください。

- **期間** = 2月1日（土）～5月10日（日）
- **対象店舗** = 16店舗

店舗名	電話番号	店舗名	電話番号
肉のなかむら	52-2983	お箸処 北諸 三股店	80-7878
台所 あじまる	57-8806	パティスリー ルポール Patisserie le port	77-9032
味のかばやま	52-3270	十字屋	52-1379
カラオケ 我楽	57-6777	しゃくなげの森	54-1367
和風レストランまさる	52-5421	青葉食堂	090-1929-9685
割烹 満月	52-3938	カフェ ラゾ Cafe Lazo	51-3585
宮崎上水園	52-2153	食楽笑 ふくよし	77-5722
カレー専門店トプカ	36-6535	小松屋	70-0170

■ スタンプラリー用紙の設置場所 =

各対象店舗、町立文化会館、町立図書館、町社会福祉協議会、まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」 他

■ 景品 = 抽選を行い、スタンプ数に応じて次のとおり商品券が当たります。

スタンプ5個～9個・・・1,000円分×5名様

スタンプ10個～15個・・・5,000円分×2名様

スタンプ16個（全制覇）・・・10,000円分×1名様

※お問い合わせは、町観光協会（企画商工課内）

☎：52-9085（直通）にお願ひします。



保健と福祉（一般）

◆放課後児童クラブを利用する場合には、申請が必要です

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることが目的です。

利用するためには、放課後児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

■利用できる日時・利用料金＝

開設日	利用時間	利用料金
月曜～金曜	午後2時 ～午後6時30分	月額 3,000円 ※その他に保険料800円 (年間)が必要です。
土曜、春・夏・冬休み などの学校休業日	午前8時 ～午後6時30分	

■利用できない日＝

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合など。

■対象児童＝

※次の①、②のいずれかに該当する必要があります。

①放課後に就労などで保護者が不在となる児童

②保護者が就学・疾病・看護・出産(育児休業の場合を除く)などで、健全育成上支援が必要な児童

※原則として低学年の児童が優先となります。

※保護者の責任で開設場所までの送迎を行ってください。

■登録期間＝

4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

■登録できる放課後児童クラブ＝

原則、自宅近くの放課後児童クラブへの登録になります。

※登録先の決定は、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労などの状況(就労時間・就労日数など)を考慮して決定します。必ずしも希望の児童クラブへ登録できるとは限りません。また、定員を超える場合は、ほかのクラブへの登録や入所待機となりますのでご了承ください。

■登録方法＝

放課後児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、①放課後児童クラブ入会申請書一式と②就労・入会要件申立書(該当者)・承諾書を揃えてご提出ください。

申請書類	1月18日(土)から各児童クラブで配布予定です。
申請期間	2月1日(土)～2月22日(土)
申請書類提出先	登録を希望する児童クラブに提出してください。

■入会承認＝

申請期間内の申請者には、3月中旬以降に、各児童クラブから「放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

■児童クラブ＝

名称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小学校敷地内別棟	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
東原児童クラブ	東原児童館	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	52-1814
三股西小第一児童クラブ	中原団地広場内施設	51-2780
植木児童クラブ	植木児童館	52-1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	52-4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	52-1251
長田児童クラブ	長田小学校内	070-2341-7922
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533

◆令和2年度から放課後児童クラブの利用料金、開設時間が変更になります

これまでは、午前8時から9時までの時間帯利用者のみ月額2,000円の利用料金を負担する必要がありましたが、令和2年度から、利用者全員に月額3,000円の利用料金を負担してもらうことになりました。また、利用時間を次のとおり30分延長することになりましたので、ご確認ください。

【利用料金】月額 3,000円(この他に保険料800円/年間が必要です。)

【開設時間】月曜～金曜・・・午後2時～午後6時30分
土曜・学校休業日・・・午前8時～午後6時30分

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎: 52-9060(直通)

または、各児童クラブにお願いします。

◆放課後児童クラブで働く人を募集します

町では、新年度から児童クラブで働く人を募集しています。希望する人は、福祉課児童福祉係までお問い合わせください。

①放課後児童支援員・児童厚生員

■仕事内容＝

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠などの状況確認や見守りを行い、必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、迅速に救護を行い必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理や事務処理などを行う。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～午後6時30分 ※小学校行事などで早出勤あり
	土曜 学校休業日	午前8時～午後6時30分 ※休憩1時間
休日	週休2日（日曜および交代で1日）、祝日、 12月29日～1月3日	
募集人員	6人程度	
給与	平均月額116,000円	
諸手当等	期末手当、時間外勤務手当（土曜・学校休業日）、 通勤手当など	
期間	契約日～令和3年3月31日 ※勤務実績が良好な場合は再任用あり	

■応募条件＝

年齢は問いませんが、子どもの指導ができ、一緒に遊ぶ体力があること。
※放課後児童支援員認定資格、保育士、教員免許を持っている人を優先します。

■勤務地＝

町内の各児童クラブ・児童館

②放課後児童支援員・児童厚生員補助員

■仕事内容＝

- ・放課後児童支援員・児童厚生員の補助業務

勤務形態・時間	児童クラブの開設時間内で補助員を必要とする日 または時間に勤務	
	月曜～金曜	午後2時～午後6時30分
	土曜 学校休業日	午前8時～午後6時30分
雇用形態	登録制	
募集人員	6人程度	
賃金	時給897円	
期間	契約日～令和3年3月31日	

■応募条件＝

年齢は問いませんが、子どもの指導ができ、一緒に遊ぶ体力があること。
※放課後児童支援員認定資格、保育士、教員免許を持っている方を優先します。

■勤務地＝

町内の各児童クラブ・児童館



※お申し込み、お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

◆農業者年金（積立年金）に加入しませんか？
～老後の備えは国民年金にプラス農業者年金～

「農業者年金」は、自分自身が納めた保険料とその運用収入を積み立て、その額に応じて年金額が決まる**確定拠出型年金**です。

【加入資格】

◎国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業を営む60歳未満の人

（注1）国民年金の付加年金（保険料月額400円）への加入が必要

（注2）国民年金保険料の免除者は加入できません

（注3）国民年金基金（みどり年金基金）に加入していない人

☆配偶者、後継者など家族農業従事者、自分名義の農地を持っていない農業者も加入できます。

☆脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取ることができます。

【保険料】

①月額2万円～6万7,000円の間で、千円単位で自由に納付金額を決めることができます。農業経営の状況や老後設計に応じて納付金額はいつでも変更できます。

②条件を満たせば、2割～5割の保険料助成（国庫補助）が受けられる「政策支援制度」があります。ただし、保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。また将来、国庫補助額分を年金として受け取るためには、経営継承などの条件を満たす必要があります。

【税制の控除】

◎納付した保険料の全額が、**社会保険料控除**として所得から控除でき、**節税につながります**。

★農業者年金の支給額（年額）の試算

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円で加入した場合			
		運用利回り2.07%の場合		運用利回り3.00%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	76万円	65万円	94万円	80万円
30歳	30年	52万円	44万円	61万円	52万円
40歳	20年	31万円	27万円	35万円	30万円
50歳	10年	14万円	12万円	15万円	13万円

★この試算は、通常加入の保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.07%および3.00%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。

運用利回り2.07%は制度発足以降11年間の運用利回りの平均です。予定利率1.15%は農林水産省告示（平成25年4月1日施行）で定められている率です。



※お問い合わせ・ご相談は、
農業振興課 農業委員会事務局（3階 ③番窓口）
☎：52-9087（直通）
または、
都城農協三股支所 金融共済課 ☎：52-1122
農業者年金基金 ☎：03-3502-3942 にお願ひします。

◆農地の違反転用をなくしましょう！
～農地の無断転用は法律に違反します～



■農地転用とは？

農地を住宅・工場用地や店舗敷地、駐車場、資材置場、植林（山林）など、**農地以外のものに変えることを転用**といいます。

農地法では、優良農地を守るため、農地を転用するときは、許可を受けることが義務付けられています。**農業委員会に許可申請書を提出して、許可を受けてから工事に着手**してください。

■許可を受けないで転用するとどうなりますか？

許可を受けずに転用を行った場合は、**農地法違反で罰則処分の対象**となります。

農地を無断で転用、または転用許可を受けた事業計画どおりに転用を行っていない場合は、県知事から工事中止や原状回復などの命令が出される場合があります。また、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人には1億円以下の罰金という罰則が適用されることもあります。

■対象となる農地は？

全ての農地（田・畑・採草放牧地）が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作していなくても農地として活用できる状態である限り、農地として扱われます。

■農地の転用手続きはどうすればいいですか？

転用申請には農地法第4条申請、農地法第5条申請があります。**農地の所在地を管轄する農業委員会に申請書を提出し（※）、農地法第4条、農地法第5条の規定に基づく県知事の許可を受ける**必要があります。

- 農地法第4条・・・自分の農地を農地以外に転用する場合
- 農地法第5条・・・事業者がその農地の売買や賃貸など権利の設定や移転を同時に行い転用する場合

※転用手続きには農地法第4条、第5条申請書以外にも必要書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせは、農業振興課 農業委員会（3階 ③番窓口）
☎：52-9087（直通）をお願いします。

相 談

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	2月15日（土）毎月第3土曜日
時 間	開院：午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。（一部、材料費などが掛かることがあります）ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

